

## **[事案 2019-209] 基本年金額確認請求**

・令和2年4月3日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人から誤説明を受けたことを理由に、説明どおりの年金年額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和63年7月に契約した終身保険について、契約時、募集人から、65歳から毎年15年間に渡り年額250万円の年金が最低保証されている旨の説明を受けたが、実際の基本年金額は79万円であった。しかし、基本年金額250万円に魅力を感じて加入を決断したので、説明どおりの年金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、終身保険であり、年金支払移行特約を付加することで、払込期間満了後に、終身保険の受取方法のひとつとして、年金受取を選択できる仕組みとなっており、契約成立時に将来の年金年額が確定する商品ではない。
- (2)年金年額は、主に年金支払開始日における責任準備金、積立配当金等を基準に計算されるが、積立配当金は運用実績等によって変動するため、設計書記載の年金年額は試算値にすぎず、契約内容となるものではない。
- (3)募集人は、申立人に限らず顧客に対して、配当金は変動するものであることを説明しており、設計書記載の年金年額は最低保証である等の顧客に誤認させるような説明は行っていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の事情と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本契約について年額250万円の年金が最低保証されているとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。